



2026年4月16日

各位

会社名 abc株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード: 8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

当社訴訟の解決（控訴の取下げ）及び完結に関するお知らせ

当社は、2025年11月19日付「[当社勝訴判決に対する控訴の提起に関するお知らせ](#)」において開示いたしました株式会社キャネットクレジットとの連帯保証債務支払等請求事件（以下「本件訴訟」）について、株式会社キャネットクレジットより東京高等裁判所に当社に対する控訴が取り下げられ、当社の勝訴が確定いたしました。

2026年4月15日、控訴取下げ調書を当社の顧問弁護士よりも受領確認ができましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 控訴のあった裁判所および年月日
東京高等裁判所 令和8年4月7日

2. 訴訟の原因及び控訴提起に至った経緯（訴訟の原因及び第一審に至った経緯）

当社は、2025年8月28日付「[訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ](#)」において開示いたしましたとおり、2025年8月28日、東京地方裁判所において、当社の主張が認められ、原告である株式会社キャネットクレジットの請求を棄却する判決が言い渡されました（当社勝訴）。訴訟費用は原告の負担とされました。

しかしながら、株式会社キャネットクレジットはこの第一審判決を不服として、2025年11月19日付で公表いたしましたとおり、東京高等裁判所に控訴を提起したものとなります。

その後、当該控訴審（東京高等裁判所 令和7年（ネ）第4910号）の審理が行われてまいりましたが、2026年4月7日に開催された和解期日において、控訴人より当社に対する控訴を取り下げる旨の意思表示がなされたことにより、当社勝訴とした第一審判決が確定し、本件訴訟は終了いたしました。

3. 控訴を提起した者の概要

(1)	名 称	株式会社キャネットクレジット
(2)	所 在 地	京都府京都市下京区堀川通綾小路下る綾堀川町 296 番地
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 榎本 幸雄

4. 控訴の概要及び控訴の目的の価額

(1) 控訴の内容

連帯保証債務支払等請求事件に関する控訴

(2) 控訴の趣旨

原判決中の控訴人が敗訴した部分を取り消すこと。

(3) 解決の内容（取下げ概要）

控訴人が当社に対する控訴をすべて取り下げたことにより、本件訴訟は終了し、当社の勝訴（請求棄却）とした原判決が確定いたしました。

(4) 控訴の目的の価額

295,516,920 円、およびこれに対する支払い利息

5. 今後の見通し

本判決により、当社に債務の支払い義務がないことが確定したため、当期以降の業績への影響はありません。

当社といたしましては、本判決による本件訴訟が終結したことを踏まえまして、引き続き適切な事業運営に努めてまいります。

以 上